

平成30年度

町政執行方針  
教育行政執行方針

平成30年3月

池田町

## 平成30年度 町政執行方針

### ◇ はじめに

平成30年第1回池田町議会定例会議の開会にあたり、30年度の町政執行について、基本的な考え方を申し上げます。

我が国の経済は、政府の経済再生を最優先課題とした政策展開によって緩やかな回復基調にあり、30年度においても、雇用・所得環境の改善による経済の好循環の進展と海外経済の回復により、民需を中心とした景気回復が見込まれているところです。

国の予算編成においては、引き続き「経済再生による財政健全化」の方針のもと、「生産性革命」と「人づくり革命」を両輪とした新しい政策パッケージの推進を進めると同時に、厳しい財政状況を踏まえ、歳出改革を着実に推進するとしています。

地方財政への対応につきましては、地方が子供・子育て支援や地方創生の推進、公共施設等の適正管理等に取り組みつつ、安定的な財政運営を行うために必要となる一般財源総額を確保するとされていますが、地方交付税において、リーマンショック後の経済対策として措置されていた歳出特別枠が廃止されるなど、厳しい財政環境となることが想定されています。

本町におきましては、基幹産業である農業が一昨年の台風被害から復興し、昨年過去最大の取扱高を計上したことにより、町内経済に明るい兆しも見られますが、町政では、社会保障費や公債費の増加に加え、防災対策の強化や公共施設の老朽化対策など、課題も多く残されている現状にあります。

本年度は、限られた財源を有効に活用し、創意工夫により、第4次総合計画の将来像である「いきいきはつらつ 心うるおう 住みよい町 いけだ」の実現に向け、一歩ずつ歩みを進めていきます。

### ◇ 予算概要

30年度の予算につきましては、第4次総合計画などに基づき、これまでと同様に、的確な財源確保と有効な活用を念頭に編成しました。

予算の概要につきましては、一般会計の歳入では、町税全体で前年度より0.7%増を見込んでいます。町民税は、昨年の農畜産物に係る十勝管内農協取扱高が過去最高だったこともあり、個人・法人町民税とも増額としました。固定資産税は「評価替え」の年度となり、前年に比べ1.9%の減を見込んでいます。たばこ税は10月に税制改正が予定されていますが、町たばこ税は、喫煙者数の減少から4.9%の減を見込んでいます。

普通交付税は、国が示した30年度普通交付税の算定方法に基づく算定結果に、公債費算入額の増加分を加えて、対前年度予算比3.3%の減を見込んでいます。

歳出においては、産業基盤の強化や千代田えん堤公園整備、池田小学校エレベーター設置等の投資的事業の他、地方創生の取組や定住促進に向けた各種支援事業の継続、安全安心な生活環境を維持するための社会保障費の確保など、住みよいまちづくりを着実に進めるための費用を盛り込み、総額で67億6千80万7千円、対前年度比3.2%の減としました。

4特別会計と3公営企業会計を含めた全会計の予算総額は、119億9千460万6千円で、対前年度比は、2.5%の減としています。

それでは、第4次総合計画の施策の大綱に基づき、平成30年度の町政執行方針を申し上げます。

## ◇基本目標1「いきいきはつらつ安心のまちづくり」

最初に「いきいきはつらつ安心のまちづくり」を実現するための「保健・医療の充実」「福祉の充実」「子育て支援の充実」についてです。

### 政策1「保健・医療の充実」

まず、「健康づくりへの支援」につきましては、町民一人ひとりが健康意識を持ち、主体的に健康づくりに取り組める支援を進めます。

乳幼児から高齢者までの各年代に応じた健康づくりの支援として、乳幼児健診や予防接種、各種検診や訪問活動などを引き続き行っていきます。

次に「地域医療体制の充実」についてです。

病院事業につきましては、指定管理者による運営が7年目となり、医師を初めとする医療スタッフも安定的に確保され、地域に密着した病院として、町民の皆様の健康維持に一定の役割を果たしてきています。

入院施設をもつ医療機関として、一次救急などの受け入れも積極的に行い、町内各診療所との連携も進めながら、地域医療の中核的な役割を果たしていきます。また、帯広市内の急性期病院との連携により、町民の方々がより安心して暮らすことができる体制整備を進めます。

### 政策2「福祉の充実」

次に「地域福祉の推進」についてです。

だれもが地域で自立した生活を送るため、地域における支援体制の確立が求められています。民生児童委員やボランティアスタッフなどの地域福祉を推進する人材の育成・確保が重要であり、地域の皆様や関係団体などとの連携を通じて、安心して暮らすことのできる地域づくりを進めていきます。

災害時や緊急時には隣人同士の助け合いも重要であることから、公区や自治組織、町内会などの協力をいただきながら、避難行動要支援者名簿の作成や、災害時の協定締結を進めていきます。

次に「高齢者福祉の充実」についてです。

高齢者の皆様は、住み慣れた地域で安心して、いきいきと生活ができるよう、サービス事業者と連携を図りながら、健康状態、生活状態に合わせた支援を行っていきます。

訪問給食サービスや緊急通報システム事業などの生活支援や見守り事業の他、社会福祉協議会やNPO法人が実施する「ふまねっと健康教室」、「脳トレ健康教室」「天声人語サロン」などの介護予防事業への支援を引き続き行うとともに、更に裾野を広げ、元気なうちから始めるゼロ次予防事業にも取り組んでいきます。

また、介護予防・日常生活支援総合事業として、「まる元運動教室」などの一般介護予防事業や要支援者等に対する「訪問型・通所型サービス」、新たな取り組みとして「地域リハビリテーション活動支援事業」などにも取り組みます。

認知症対策や高齢者の権利擁護の取り組みも引き続き行っていきます。

次に「障がい者福祉の充実」についてです。

障がいのある皆様が地域で自立して生活できる共生社会実現のため、関係機関の連携・協力により、支援体制の充実をはかり、地域生活への移行促進、就労支援などを進めていきます。

今後、就労支援事業を利用されている方の高齢化などにより、障がい区分の重度化も進んでいくことが想定されることから、町内で事業展開する法人が計画を進めている生活介護事業所の開設に向け支援をしています。

次に「社会保障の推進」についてです。

国民健康保険事業については、平成30年度から国保の運営主体に北海道が加わり、制度の安定化が図られます。

増加傾向にある医療費の抑制を目的に、生活習慣病などの予防への取り組みや特定健診・特定保健指導の実施率の向上に対し、国が交付金を割り当てる「保険者努力支援制度」が導入され、町民の健康づくりに向けた取り組みがますます重要となります。

後期高齢者医療は、75歳以上の被保険者は増加しており、医療費も増加し保険料や保険料賦課限度額が引上げられます。また、保険料軽減特例等も見直されます。

介護保険事業は、第7期計画の初年度になります。介護報酬が全体で0.54%の引き上げとなり、各種給付費も増加傾向にあることなどから、保険料が月額5,500円になります。

第6期に引き続き介護給付費準備基金からの繰り入れを行わず、将来の給付費増に備えるとともに、低所得者の負担軽減として第1段階及び第2段階の保険料の軽減を行います。

今後も必要なサービスの確保に努めるとともに健全な保険財政の運営に努めていきます。

### 政策3「子育て支援の充実」

次に「安心して子どもを生み育てやすい地域づくり」についてです。

妊娠・出産・子育てへの不安を軽減し、安心して子どもを生み育てられる地域子育て環境づくりを目指します。

悩みや不安の強い妊産婦に対しては、助産師による家庭訪問・相談体制を整えるとともに、産科医療機関による産後ケアサービスの活用など、支援体制の充実を図ります。

次に「仕事と子育てが両立できる環境整備」についてです。

保護者の保育ニーズにあった保育環境の確保に向けて、一時預かり保育や障がい児保育、病後児保育、学童保育などの事業を引き続き行っていきます。また、認可外保育所であります北部地域保育所への助成を継続して行います。

働きながら子育てをしている家庭には身近に頼れる人のいない方が増えています。子どもを預けたい人、預かることのできる人を募り、会員制システムであるファミリーサポートセンター事業に取り組みます。

次に「障がいのある子どもに対する支援」についてです。

発達支援センターを中心に、保健・福祉・教育・子育て支援に関連する係と連携を図りながら、早期療育・相談支援を行っていきます。また、幼児期から青年期まで一貫した支援が受けられるように、町内の保育所・幼稚園・学校や、町外の福祉・医療などの専門機関とも連携を図り、幼児期・学齢期・青年期と継続した支援を行っていきます。

### ◇基本目標2「地域資源を生かした個性的で活力あるまちづくり」

次に「地域資源を生かした個性的で活力あるまちづくり」を実現するための、「農・林業の振興」「商工業の振興」「ブドウ事業の振興」「観光の振興」についてです。

#### 政策1「農・林業の振興」

まず、「農業経営の体質強化」については、担い手への農地の集積を進めるとともに、複数戸法人化、新規参入や第三者経営継承も含めた担い手への支援に取り組み、担い手人口の減少を抑制し、農業の持続的な発展を図っていきます。また、後継者支援として、交流事業への参加など、配偶者対策に池田町農業後継者対策推進協議会と連携して取り組みます。

酪農・肉牛の振興については、飼養頭数の増頭を図る酪農・和牛経営への支援、乳牛・和牛の疾病予防への取り組みに対する支援を引き続き行います。また、国の「畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業（畜産クラスター事業）」を活用した、町内で初めての複数戸大型酪農法人による先進的施設整備等に対して支援を行います。

有害鳥獣による農林業被害対策については、ハンター養成のための支援を継続して行なうとともに、駆除や狩猟により捕獲したエゾシカを地域資源として有効利用するための解体加工施設の利用促進を図ります。

今後も農業者をはじめ猟友会・関係機関との連携を強め、効率的な有害鳥獣駆除を継続して実施します。

次に「農村資源の保全・向上」についてです。

農業基盤整備については、近年十勝地方においても台風の上陸や集中豪雨等気象災害が発生しており、農産物の安定生産に向けた土地基盤整備は重要となっています。

現在町内3地区で進められている「道営畑総事業」について、計画年内での事業完了を要望していきます。

農業・農村の有する多面的機能の維持・発揮を図るための「多面的機能支払交付金事業」と環境負荷の低減を図るための「環境保全型農業直接支援事業」に引き続き取り組みます。

農村環境対策については、農業廃棄物の適正処理を推進するため、助成措置を継続して行います。

次に「農村地域の活動」についてです。

農協青年部による食育活動や各種イベントへの参加など、農業の役割や重要性を伝える活動が行われています。また、活動が定着している修学旅行生の農業体験学習に対し、受け入れ農家の理解を一層深めながら、広域町村と協力し取り組みを進めます。

地域の活性化につながるこれらの活動などに対して支援を行い、農村地域の充実を図っていきます。

次に「林業振興の推進」についてです。

一般民有林の森林施業の推進を図るため、植林を支援する「未来につなぐ森づくり推進事業」に取り組むとともに、新規植栽に対して上乗せ補助を開始します。また、適切な森林施業を推進するために、「とちか森林認証」の7つの認証基準に基づき、持続可能な資源管理を図っていきます。

「炭やき伝承事業」は、炭やき体験など、観光・教育面での利用を中心に炭窯の維持管理を行ないながら直営で事業を進めていきます。

林道事業では、橋梁1橋の点検を実施するほか、既設林道の草刈りなど維持管理に努めます。また、道営森林基幹道「池田東部線」の開設工事が引き続き実施されます。

町有林事業では、造林、下草刈、保育間伐や枝打ちを実施します。また、天然林管理のモデルケースとして職員による町有林管理を実施し検証を行います。

## 政策2「商工業の振興」

次に「商業振興の充実」についてです。

少子高齢化に伴う購買人口の減少や町外大型店への消費流出などにより、町内商工業者にとっては厳しい状況が続いています。

町内での消費喚起に向けたプレミアム商品券、池田町振興券発行への支援を引き続き行います。また、池田町ふるさと寄附金感謝特典事業による地元特産品の消費拡大を図ります。

商工会と様々な情報を共有し、商業振興及び中心市街地活性化に向け、連携して各種事業に取り組みます。

中小企業に対し融資する運転資金や設備資金については、引き続き好条件での利子補給を実施するとともに、商工業者による地域資源の活用、新製品の開発など地域産業の活性化に向けた新たな取り組みを支援します。

次に「工業振興の推進」についてです。

企業誘致については、十勝全市町村で構成する「十勝地域産業活性化協議会」での取り組みにより、都市部への情報発信を継続し、地域の強み・特性をPRしていきます。

次に「労働環境の整備促進」についてです。

雇用をめぐる情勢は、職種により違いがあるものの厳しい現状にあり、雇用の場の確保は地域経済の活性化に欠かせない重要な課題です。「ふるさと東十勝通年雇用促進協議会」の活動などと連携した取り組みを引き続き行います。

### 政策3「ブドウ事業の振興」

ブドウ・ブドウ酒事業につきましては、事業の安定・発展のため、諸課題に取り組んでいきます。

最初に「ワイン製造の充実」についてです。

ブドウ栽培では、原料供給の安定化のため、町内外の生産者への普及・ブドウの研究開発を進め、将来展望に立った生産体制の構築について検討を進めます。

ワイン製造では、品質向上はもとより、原料の特性を活かし、市場に呼応した商品開発を進めます。

施設改修事業では、これまでの検討を踏まえ、ワイン城耐震改修等実施設計を行います。

次に「ワイン販売の促進」についてです。

ワイン販売では、市場性の高い商品の提案、効果的な販売促進・広告宣伝活動をとおり、販売増を目指します。

ワイン城観光では、引き続き、消費啓発事業を推進するとともに、施設改修事業の具体化にあわせ、ワイン城利用促進等観光運営計画の検討を進めます。

次に「地域との連携」についてです。

食と観光における「十勝」のブランド力の高まりの中で、近隣地域との連携を深めるとともに、ブドウ栽培、ワイン製造の新規参入事業者の支援を続けます。

### 政策4「観光の振興」

次に「地域資源を活用した観光振興」についてです。

当町の観光のあり方やブランドの構築など、新たな魅力の発信を推進し、交流人口の拡大と町内経済効果を高めるために、昨年度より取り組んでいる「池田町観光振興計画」の策定を進め、中長期の観光ビジョンの確立を図ります。

また、音更町との連携により進めている、新たな観光ルートの創出に向けた取り組みを継続して進めます。

インバウンド対策を含めた各種観光施策を進めるため「池田町観光協会」の事務局体制強化を支援し、協会が実施する事業を協働で進めながら、地域資源を活かした魅力あるイベントの開催など、関係機関との連携の下、滞留型観光を推進します。

### ◇基本目標3「環境にやさしく安全で快適なまちづくり」

次に「環境にやさしく安全で快適なまちづくり」を実現するための「安全安心な生活の確保」「基盤整備の推進」「生活環境の向上」「自然環境の保護」についてです。

#### 政策1「安全安心な生活の確保」

まず、「消防・救急体制の充実」については、防火コンクール、高齢者住宅防火診断を継続して実施するとともに、火災による被害が発生しないよう違反対象物の是正強化、住宅用火災警報器の設置率向上に取り組めます。

幼年防火クラブの活動促進に努め、幼年期における防災教育の充実を図ります。

救命率向上に向けた救命講習の受講促進と、各種救急事案に適切に対応できる救急隊員の育成により、救命の連鎖と救急業務の高度化を図り救命率の向上を目指します。

消防体制に万全を期するため、近年減少傾向にある消防団員の加入促進、機能別消防団員の発足に向けた検討、また、消防職・団員の知識技術の向上を図り、消防広域化に伴う安定した消防力を町民へ提供します。

次に「防災体制の充実」についてです。

平成28年度の台風災害における課題を教訓に、水害に対する防災の強化を図るため、29年度に防災担当部署を新設し指定避難所に加え、新たに10か所の民間施設を指定緊急避難場所として協定書を締結しました。また、28年に5か所指定された土砂災害警戒区域の調査が29年度に32か所で行われ、31か所が新たに指定されました。30年度は、それらを防災計画に反映させるとともにハザードマップ等最新の情

報を記載した「防災のしおり」を7年振りに全面改定し発行します。また、北朝鮮のミサイル発射情報などを消防庁から受信するJアラート（全国瞬時情報システム）の受信機を更新します。

国の河川では、河川整備計画により、流下能力確保を目的とした河道掘削や伐開工事が、十勝川・利別川において引き続き実施されます。また、掘削発生土については、農地への客土として今後も利用させていただく予定です。

道の河川では、一昨年の台風により被災した親牛別川の復旧工事や、継続事業の近牛北九線川改修工事が実施される予定です。

町の河川では、氾濫や農地への冠水防止のため、緊急性を考慮して埋塞土砂等の除去を行います。

次に「防犯・交通安全対策の推進」についてです。

地域の安全・安心を推進するために、池田警察署などの関係機関と連携し、犯罪の未然防止に努めるとともに、町民の皆様が犯罪に巻き込まれないよう、地域安全ニュースの発行支援などを通じ啓発活動に努めます。また、子ども達の安全を守るため、交通安全推進員の街頭活動を継続します。

次に「消費者対策の推進」についてです。

消費者生活相談については、引き続き池田町消費者協会の活動と連携を図りながら実施していきます。また、消費者被害防止の啓発活動など安全・安心な生活ができるよう消費者対策を推進していきます。

## 政策2「基盤整備の推進」

次に「土地利用の推進」についてです。

人口減少と高齢化に合わせた効率的で利便性の高い適正規模の市街地形成と同時に、近年増加している自然災害への対応など防災力の向上を視野に、まちづくりの具体性ある将来ビジョンを総合的に定める「池田町都市計画マスタープラン」の策定を進めます。

総合的な土地対策の基礎となる地籍調査事業は、調査開始以来28年が経過し、調査2年目となる「宇東台の一部（その4）」地区2.52K㎡について、土地所有者の現地立会による一筆地調査、一筆地測量を行います。「東台（その3）」地区の認証完了に伴う、本町の進捗率は、68.76%となります。

次に「良質な住宅・宅地の整備」についてです。

策定から5年が経過した「池田町住生活基本計画」及び「池田町公営住宅等長寿命化計画」の見直しを行い、「池田町空家等対策計画」に基づく空き家の適正管理や再利用の促進と合わせて、総合的な観点から賑わいのある街の再生に向けた優良な住環境の整備を図ります。

公営住宅整備については、長寿命化計画に基づき、「まちなか公住」1棟2戸を建設するとともに、既存住宅の改修工事を進めます。

次に「道路整備の推進」についてです。

高速道路の関係では、北海道横断自動車道の未開通区間の整備促進を図るほか、未着手区間である足寄から陸別間の着工に向け要望陳情活動を進めます。

道道では、継続事業である池田停車場高島線、下居辺高島停車場線の改築が進められる予定です。

町道では、継続事業の旭通歩道改築工事を実施し、本年度の事業完了を目指します。

道路維持では、公区の要望箇所など地域の情報収集に努め、緊急性を考慮し、安全で快適な道路環境の整備に努めます。

橋梁関係では長寿命化修繕計画に基づき、修繕工事を4橋、修繕調査設計を6橋、5年に1回実施する点検を12橋で行います。また、老朽化が著しい町道橋1橋の架け換え工事を予定しています。

次に「情報通信基盤的確な維持管理と利活用」についてです。

国の地域情報通信基盤整備推進交付金（ICT交付金）を活用して光ファイバー網を整備し、平成23年度から地上デジタル放送の難視聴地域の解消とブロードバンドサービスによる情報格差解消を進めて7年経過しますが、現在270戸ほどが加入しており、今後も施設の適正な維持運営を図っていきます。

次に「生活交通の維持」についてです。

地域間を結ぶ幹線交通に関しましては、JR及び十勝バス共に利用者の減少が課題であることから、事業者と協力し利用促進に取り組んでいきます。

交通弱者の移動手段を確保し、コミュニティ活動への参加を促す目的で町内事業者により運行されているコミュニティバスは、昨年10月に見直した池田・利別循環路線の検証を行い、更なる利用促進と利便性の高い公共交通サービスの確保に努めます。

また、農村部と市街地を結ぶ移動手段としてのデマンド交通の実証運行を、昨年度に引き続き実施し、利用者ニーズの把握、必要性の検討を行います。

スクールバスは、児童生徒の通学手段としてだけでなく、地域住民の足として引き続き混乗便で運行します。

### 政策3「生活環境の向上」

次に「生活環境の整備」についてです。

公園・緑地については、緑豊かで潤いのあるまちづくりに努めるとともに、憩いやレクリエーション、スポーツの場として多くの人に親しまれるよう施設の維持管理に努めます。

一昨年の台風災害により使用を中止していた、利別川河川パークと十勝エコロジーパーク池田公園は、災害復旧工事が完了したことから、今シーズン中の使用再開を予定しています。

継続事業の千代田堰堤展望公園整備事業では、昨年度、旧ホテル建物の解体工事が完了しました。本年度は駐車場や公衆トイレの建設工事に着手し、登録が予定されている、「十勝川中流域かわまちづくり計画」と連動した、公園・河川の一体的な空間創出を目指します。

花とみどりの推進については、引き続き「池田町花と緑推進協議会」と連携のもと、緑の募金を活用した町内各団体への花苗の助成を推進し、花いっぱいの景観づくりを進めます。

次に「上下水道の維持」についてです。

水道事業については、各施設の適切な維持管理を行うとともに、災害に強い施設づくりを推進し、今後も安心・安全な水の供給に努めます。

本年度も引き続き老朽水道管更新事業として、市街地内での石綿セメント管の更新を実施します。また、清見配水池の耐震化工事と豊田配水池の機器更新を実施します。

下水道事業については、「全町みな下水道」を目標に、公衆衛生・生活環境の改善及び公共用水域の水質保全を図ります。

本年度も引き続き機器更新事業を実施し、処理場の機能を確保します。

下水道区域外についても、浄化槽設置に対する補助金及び資金貸付制度を継続し、設置の促進を図ります。

次に「環境衛生の充実」についてです。

墓地については、共同墓地の新規使用はほとんどなく、返還件数が増加している状況です。町民の墓地や合葬式施設に対する考えを把握するために実施したアンケート調査において、合同納骨塚などの整備に一定程度の要望があったことから、引き続き調査、検討を行っていきます。

### 政策4「自然環境の保護」

次に「資源循環型社会の形成」についてです。

ごみの処理については、十勝環境複合事務組合に加入し広域処理により適正処理されています。今後もごみ発生量の抑制と資源リサイクルの推進により、環境負荷の低減を図っていきます。

資源集団回収については、一層のリサイクル率の向上に向け各団体で取り組んでいただき、生ごみたい肥化のコンポスト助成も継続し、ごみの減量化・資源化に向けて広報紙を通して町民の皆様の理解を深め、取り組みを進めていきます。



次に「環境保全の充実」についてです。

池田町環境基本計画に基づき、再生可能エネルギーの利活用を推進するため、太陽光発電システム助成を引き続き実施し、関係機関と連携して水素など新エネルギーの調査研究を進めます。

#### ◇基本目標4「未来を拓くたくましい人と豊かな文化を育むまちづくり」

次に「未来を拓くたくましい人と豊かな文化を育むまちづくり」のうち「高等学校支援の推進」「国際・地域間交流の推進」についてです。

##### 政策1「未来に向けた人づくり」

「高等学校支援の推進」につきましては、町内における学びの場の維持・充実に向け、本年開校100年を迎える伝統ある池田高校の支援を継続していきます。

##### 政策2「地域文化・スポーツ・交流の推進」

次に「国際・地域間交流の推進」についてです。

国際交流については、カナダペンティクトン市との国際姉妹都市交流40周年記念事業として、町民訪問団の派遣事業に取り組みます。多くの住民の皆様にご参加いただき、新たな友好的交流の第一歩としたいと考えています。

地域間交流に関しましては、新たな取り組みはありませんが、各ふるさと会等との交流事業を継続していきます。

#### ◇基本目標5「ともに考えともに行動する自立したまちづくり」

次に「ともに考えともに行動する自立したまちづくり」を実現するための「パートナーシップの強化」「安定した自治体運営の推進」についてです。

##### 政策1「パートナーシップの強化」

まず、「情報公開と広報広聴の推進」につきまして、平成29年度に情報公開に対応した文書管理を目的に、庁舎2階3課を対象に先行導入しましたファイリングシステムを全庁で導入し、保存から廃棄まで、体系的な文書の管理をしていきます。

「広報池田」や平成27年度にリニューアルしたホームページを活用し情報提供の充実や共有化を推進していきます。

昨年7月から個人の情報をパソコンで閲覧できるマイナンバー制度のポータルサイトの運用が始まりました。今後も利用事務の推進と情報セキュリティの強化を進めていきます。

次に「住民参加の促進」についてです。

これからは、今まで以上に、地域で暮らす住民が自らの地域の将来を考え、主体的に地域づくりに取り組んでいかなければなりません。

29年度に広聴活動の一環として町内3か所で実施しました「ふれあいトーク」や課題に応じた説明会など協働のまちづくりを進めるために必要な情報の共有や参加機会を提供していきます。

次に「地域活動の充実・強化」についてです。

人口減少や高齢化など地域活動を取り巻く環境にも課題を抱える中、本町としては自主的なコミュニティ活動を促進するため、公区長制度の見直しに取り組み、現在、7団体が町内会などの自治組織に移行しています。

現在は、公区長制度と自治組織が混在する形になっており、数年先に維持が難しくなる公区や、当面は現状の地域単位で公区を維持していくことで、変化を望んでいない公区が大半であることから、引き続き、公区のあり方を検討していきます。

西部、北部地域コミセン、富岡をはじめ各地区コミセンについては、地域活動やサークル活動など自主的なコミュニティ活動を推進するため、施設の適正な維持管理に努めます。

次に「移住対策の促進」についてです。

北海道と連携して取り組んでいる「十勝アクティブシニア移住交流事業」において、移住PR用DVDの作成及び体験メニューの開発やモニターツアーの企画を進めるとともに、新たな移住体験住宅の整備を進め、移住希望者への情報発信と移住の第一歩となる移住体験事業の強化を図ります。また、地域おこし協力隊を中心に自走型の移住推進組織の結成を目指し取り組みを進めます。

## 政策2「安定した自治体運営の推進」

次に「効率的、効果的な行政運営」についてです。

第8年次となる「第4次総合計画」と各分野における個別計画に基づき、計画的なまちづくりを進めます。また、ファイリングシステムの導入による2次効果として事務所スペースの有効活用が想定されることから、行政サービスの向上と経費削減に向けた事務所機能の集約と合わせて、新たな行政課題に対応するための組織機構の見直しに関して検討を進めます。

次に「健全な財政運営」についてです。

人口減少に伴う歳入規模の縮小と少子高齢化への対応による社会保障費の拡大が続く中、経常経費率が上昇し財政の硬直化が進んでいます。

公共施設等総合管理計画に基づく、人口規模及び町民ニーズに合った公共施設の統廃合と、「第5次行財政改革大綱」に基づく義務的経費の抑制及び補助金等の適正化を図るとともに、計画的な建設事業の実施と有利な財源確保、事業評価による事業の見直しを行い、効率的な財源活用による健全な財政運営に努めます。

次に「広域行政の推進」についてです。

効率的・効果的な広域連携の取り組みを進めるため、構成市町村が同一となった十勝圏複合事務組合と十勝環境複合事務組合を統合し事務の効率化を図ります。

その他、十勝定住自立圏の取組の中で、新たな広域事業の可能性について検討を進めます。

以上、第4次総合計画の施策に沿って、平成30年度町政執行の考え方を述べさせていただきました。

最後になりますが、これまでと同様に、「わかちあう情報 いっしょに考え とともに行動」を基本姿勢とし、町民の皆様と協働で、第4次総合計画の将来像であります、「いきいきはつらつ 心うるおう 住みよい町 いけだ」の実現に向け取り組みを進めていきますので、町民の皆様、議員の皆様のより一層のご理解と、ご協力を心からお願い申し上げます。

## 平成30年度 教育行政執行方針

平成30年第1回定例会議の開会に当たり、池田町教育委員会の所管行政の執行に関する主要な方針について申し上げます。

### I はじめに

今日のグローバル化の進展は社会に多様性をもたらし、急激な情報化や技術革新は生活のあり様も変化させつつあります。

とりわけ最近では、人工知能の急速な進化が人間の職業を奪うのではないかと、今、学校で教えていることは時代の変化により適用しなくなるのではないかとといった不安の声も聞かれ、それらを裏付けるように、子どもたちの半数以上は将来、今は存在していない職業に就くとの予測も発表されています。

しかし、人工知能が行っているのは与えられた目的の中での処理であり、一方で人間は、多様で複雑な環境の中でも、状況を判断して考えを整理したり感性を働かせながら、どのようにして日常生活や地域社会をより向上させ、豊かな未来を創造していくかという目的を考え出すことができます。

これから、子どもたちが活躍する未来で求められるものは、解き方が定まった問題・課題を効率的に処理する能力にとどまらず、直面する様々な変化を柔軟に受け止め、身に付けた知識・感性などを活かしながら、将来や地域社会をどのように描き創っていくのかを考え、主体的に学び続けて自らの能力を引き出し、多様な人と支え合って地域や生活上の課題などを解決していく力です。

変化が激しく将来の予測が困難な時代にあつてこそ、子どもたちが自信を持って人生を切り拓き、より良い社会を創り出していくことができるよう、必要な資質・能力を育てていくことが一層求められています。

### II 教育行政に臨む基本姿勢

こうした認識の下、必要な資質・能力の基盤となる「知」、「徳」、「体」の調和のとれた育成と、子どもたちの成長を支える教育環境づくりに向けた基本姿勢について申し上げます。

池田町の子どもたちは、平成29年度の全国学力・学習状況調査において、中学校では総じて全国・全道平均に近い結果となっており、今後とも、知識等の定着と一層の向上を目指した取組を進めていくことが大切です。

一方、小学校においては、改善傾向にはあるものの、依然として全国・全道平均との差がある結果となっており、授業における指導工夫や学習習慣を含めた生活習慣の改善など、さらなる取組の強化が必要となっています。

池田町教育委員会としては、学校・家庭・地域・行政が一体となり、地域総がかりで子どもたち一人ひとりの可能性を引き出しながら、社会で自立して生きていくために必要な力を身に付けさせるとともに、社会教育活動や学校支援活動等による地域の活性化を通じた教育資源、教育環境の充実に向けた取組を進めてまいります。

### III 重点政策の展開

次に、平成30年度において重点的に取り組む政策について申し上げます。

#### 1 知識・技能の定着と活用する力の育成

第一は、「知識・技能の定着と活用する力の育成」についてであります。

子どもたちが変化の激しい時代を生き抜いていくためには、基礎的・基本的な知識・技能を着実に習得し、理解したことを活用して様々な状況に対応できる思考力、判断力、表現力等を育成すること、それらにつながる主体的に学びに向かう力を育てていくことが重要です。

このため、全国学力・学習状況調査の結果を的確に分析した上で、授業改善に取り組むことはもとより、子どもたちの生活リズムは学力に影響するとの指摘があることから、保護者等に対して、家庭での学習時間や読書の時間を含め、時間の目安を決めて生活リズムを整えることの大切さを促してまいります。

また、新学習指導要領総則の内容を踏まえ、幼稚園等での遊びや生活を通して育まれてきたことが、小学校の各教科等の学習に円滑に結びつくよう、生活科を核とした関連的な指導や弾力的な時間割を設定する「スタートカリキュラム」の編成に取り組み、小学校に入学した子どもたちが安心して学べる学習環境づくりに努めます。

平成30年度は、新学習指導要領への移行措置として、小学校3年生から外国語活動が先行実施されることから、本格実施を見据えた授業時数の確保はもとより、臨時教員、学習支援員の配置や加配定数の活用により、少人数指導や習熟度別指導をはじめ、子どもたち一人ひとりに応じたきめ細かな指導体制を整えてまいります。

あわせて、子どもたち一人ひとりの学力の状況や学校生活への意欲・満足度、体力などを一体的に表す、いわゆるバッテリーシートの活用を図り、学校教育指導の充実に努めます。

学校図書館を活用した読書習慣の定着や学習支援については、研究指定を受けている「学校図書館活用促進事業」の取組を踏まえながら研究を進めます。

特別支援教育については、中学校に特別支援教育支援員を配置し、子どもの教育的ニーズに応じた指導や支援の充実に努めます。

教職員の多忙化が指摘され、学校における働き方改革が提言されている中、夏季休業期間中に学校閉庁日を設け、教職員が連続した休暇が取得しやすい環境を整えるとともに、事務負担を軽減し、きめ細かな指導の充実に目的とした校務支援システムを池田小学校と池田中学校に先行的に導入しその成果を検証するなど、教職員がゆとりを持って子どもたちに向き合う時間が確保できるよう取組を進めます。

## 2 豊かな心と健やかな体の育成

第二は、「豊かな心と健やかな体の育成」についてであります。

子どもたちが、生命を大切に作る心や他の人を思いやり支え合う心、倫理観、規範意識などを身に付け、自らの生き方を主体的に考える力やたくましく生きるための健康・体力を育成することが重要です。

このため、新たに実施される「特別の教科道徳」については、公開授業や指導主事による学校教育指導等を通じ、子どもたちの心に響く効果的な授業づくりに努めます。

いじめについては、すべての子どもたちが、笑顔にあふれ元気に学校生活を送ることができるよう、「池田町いじめ防止基本方針」に基づく組織体制の充実に努めるとともに、引き続き、いじめ相談や様々な悩みについて相談できる教育相談員を配置するほか、学級集団状況調査、いわゆるQ-Uテストも活用し、いじめの未然防止、早期発見・早期対応の取組を徹底します。

現在、北海道教育委員会では、「北海道いじめ防止基本方針」の改定作業が進められており、その状況を踏まえた上で本町の基本方針や各学校の基本方針の見直しを検討してまいります。

子どもたちの体力については、全国体力・運動能力、運動習慣等調査の結果を的確に分析するとともに、全国調査の対象学年以外の児童生徒においても新体力テストを実施するなど、体力・運動能力等の向上に向けた検証・改善サイクルの充実に取り組めます。

また、小学校教員の体育に関する指導力の向上や学校全体の体力向上の取組の充実に努めるため、学級担任とのティーム・ティーチングによる指導や授業づくりを支援する体育専門の「体育専科教員」の配置について検討します。

フッ化物洗口については、むし歯予防手段として実施に当たっての安全性等について周知を図ったところではありますが、引き続き、未実施児童の保護者の皆様にも理解を得ながら、より多くの児童が参加するよう取り組めます。

学校給食については、町内の幼児・児童生徒に、地元食材も含め安全・安心で栄養バランスのとれた給食が提供されています。

今後とも、高等学校も含めて実施した学校給食に関するアンケート調査結果も踏まえ、見直しできるところについては検討を進めるとともに、衛生管理等への十分な配慮はもとより、食物アレルギーのある児童生徒が増加傾向にあることから給食調理に当たっては万全を期すなど、学校給食を通して子どもたちの健やかな成長を支援してまいります。

子どもたちが食に関する正しい知識と望ましい食習慣を身に付けることができるよう、栄養教諭が児童生徒に対し食に関する指導を行う食育の取組の充実に努めます。

### 3 教育環境の整備

第三は、「教育環境の整備」についてであります。

学校は子どもたちが一日の大半を過ごす学習や生活の場であり、子どもたちの教育活動等が円滑に行われる環境を整備することが大切です。

このため、子どもたち一人ひとりが登校から下校まで快適に学校生活を送ることができるよう、常盤線スクールバスを更新するとともに、池田小学校にエレベーターを設置します。

老朽化した利別小学校校舎の屋根については、改修工事を実施してまいります。

池田小学校、利別小学校及び高島町民プールについては、老朽化が進みそれぞれの改修・改築はもとより、現状を維持していくためにも相応の設備改修が必要となることから、学校授業はもとより、夏季休業期間中などの適切な移動方法や子どもの居場所づくりを前提として、池田小学校プールへの統合を進めてまいります。

あわせて、プールの統合に伴い、新たに幼児や小学生、一般の方々を対象として、水に慣れ、水に親しむ水泳教室を企画します。

利別小学校のスケートリンクにつきましては、造成等を民間事業者に委託してまいります。

経済的理由により就学が困難な家庭に対しては、平成30年度新入生から、入学時の学用品購入等に要する経費の援助を入学前支給とします。

学校敷地内の全面禁煙については、保護者の皆様の理解と協力を得て、実施に取り組みます。

また、現行の「池田町義務教育に関わる環境整備の指針」が策定から10年以上を経過していることを踏まえ、将来的な児童数の推移を見通しながら、子どもたちにとって望ましい教育環境のあり方について、教育委員会としての考え方をしっかりと示した上で、保護者の皆様や地域の方々との協議を始めます。

### 4 文化・芸術活動の推進

第四は、「文化・芸術活動の推進」についてであります。

ふるさとの歴史・文化を知り、本物の芸術文化等の機会に触れることは、ふるさとへの愛着心の醸成や感性豊かな人間としての成長に必要です。

このため、昨年開館した池田町郷土資料館については、約900人の来館がありました。今後も、多くの方が訪れる施設となるよう、特別展の企画や展示方法の工夫を検討しながら、町民の皆様の共有財産・知的資源として利用促進を図ることはもとより、子どもたちがふるさとの歴史や現状を知り、将来を考える有効な施設として活用を図ります。

また、子ども夢基金を活用し、小学生や中学生を対象に、演劇などの芸術鑑賞事業を実施するとともに、町民の皆様が芸術文化を鑑賞する機会として、宝くじ収益金を活用した社会貢献広報事業等を行う一般財団法人自治総合センターとの共催による「宝くじ文化公演」を実施します。

### 5 青少年健全育成事業の推進

第五は、「青少年健全育成事業の推進」についてであります。

子どもたちが、様々な体験を通じて創造性や協調性などを身に付け、夢や目標を持って、健やかに成長することが大切です。

このため、休日を利用して様々な体験活動を行う「わんぱく体験塾」や異なった学校・学年の児童が一定の期間、共同で炊事などの生活体験を行う「通学合宿」、放課後の安全・安心な居場所づくりと合わせ、スポーツ活動や体験学習などを行う「放課後子ども教室」を、引き続き、実施します。

また、沖縄県読谷村への「小学生道外派遣研修事業」については、環境の異なる地域を訪れ、日本の歴史やふるさとの良さなどを改めて知る上で貴重な体験であり、引き続き、子ども夢基金を活用し実施します。

### 6 生涯スポーツの振興

第六は、「生涯スポーツの振興」についてであります。

町民の皆様がスポーツを楽しむ機会を提供することは、健康の保持・増進や誰もが健やかに生き生きと暮らせるまちづくりに向けて大切です。

このため、平成30年度においても、「ソフトボール」、「ペタンク」、「カーリング」、「ミニバレー」の4つの地域対抗スポーツ大会を開催します。

スポーツの活動拠点である総合体育館については、利用者の安全確保に向けて、アリーナを監視するためのカメラを増設します。

日本で初めて池田町が本格的なスポーツとして導入したカーリングについては、昨年、大阪府立高校生徒の修学旅行中の体験活動として、本町のカーリング場の利用がありました。

今後もこうした利用促進を検討するとともに、スポーツとしての面白さを知る活動として、小中学校の授業での取組や子どもカーリング大会等の普及活動を進めるほか、カーリング場の維持管理に必要な機器の整備に努めます。

また、北部スケートリンクについては、引き続き、造成業務を民間事業者に委託してまいります。

## 7 生涯にわたる学習機会の確保・充実

第七は、「生涯にわたる学習機会の確保・充実」についてであります。

町民の皆様が、豊かで潤いのある生活を送るとともに、持続可能な地域づくりを進めるためには、生涯を通じ積極的に学ぶことのできる環境を整えることが必要です。

このため、図書館については、今後とも、多くの町民の皆様が気軽に本に親しめる施設として、ボランティア団体による活動の場の提供や指定管理者と連携協力した図書館事業の充実に努めます。

文化活動の拠点である田園ホールについては、町民の皆様様の様々な活動や、体の不自由な方々にとっても利用しやすい施設となるよう、指定管理者とも連携しながら、利用する方々の視点に立った運営、文化活動の場づくりを進めます。

「遊ゆう大学」については、講座内容などにも工夫を重ねながら、町民の皆様が生き生きと元気に活動できる場としての充実を図ってまいります。

## 8 子どもたちの成長を支える仕組みづくり

第八は、「子どもたちの成長を支える仕組みづくり」についてであります。

今日の学校教育における課題の多様化、教職員の多忙化、そうしたことによる勤務時間を超えた業務処理の実態など、子どもたちの育ちを学校のみで担わせることは限界に達しており、これからの時代を見据え、家庭や地域が教育活動に積極的にかかわっていくことが必要です。

このため、保護者や地域の方々が学校運営に参画し、学校教育を支援していく学校運営協議会制度、いわゆるコミュニティ・スクールをすべての小中学校で実施します。

取組を進めるに当たり、池田町の目指す子どもたちの姿として、意欲的に物事に取り組む姿勢を表す「進取」、郷土への愛着と誇りを表す「ふるさと」、支え合って生きることを表す「共生」の三つの柱を掲げました。

この三つの柱には、自らの夢や目標の実現に向けて果敢に挑戦し、どこにいても「ふるさと池田」で生まれ育ったことを忘れることなく、そして、変化の激しい時代を、障がいのある人も、ない人も互いに支え合って生きていってほしいとの思いを込めています。

今後、次代の地域社会を担う子どもたちの成長に向け、学校運営協議会制度の検証を重ねながら充実を図り、「池田町の教育スタンダード」ともいえるような仕組みづくりを目指してまいります。

以上、平成30年度に取り組む重点政策について申し上げます。

## IV むすび

社会の変化に伴い、将来の見極めが難しい時代の中で、子どもたちは将来への夢や目標を持ちにくい環境に置かれています。

子どもたちが様々な困難に立ち向かい、自らの人生をたくましく切り拓いていく力を身に付けるためには、子どもたちの成長を学校に任すだけでなく、地域の方々の経験値を教育活動に投資しながら、「地域とともにある学校づくり」を進めていくことが必要です。

池田町教育委員会といたしましては、教育関係者のみならず地域全体が「子どもたちの成長していく過程に責任を持つ」との認識を共有しながら、未来の池田町の発展を担う子どもたちを支えていくことができるよう、創意工夫を重ねながら積極的な教育行政に取り組んでまいります。

町民の皆様並びに町議会議員の皆様のご理解とご協力を心からお願い申し上げ、教育行政執行方針とさせていただきます。